

7. 障害者自立支援法に基づくサービス

1) 障害福祉サービス

利用を希望される方の心身の状況や介護者の状況等を総合的に勘案して、サービス利用の可否やサービス量を決定します。

種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、介護等を行います
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います
	宿泊型自立訓練	宿泊し、居室や設備を利用しながら、日常生活能力の向上を図るための支援を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います

	就労選択支援	障がいのある方が就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮をするなどの支援を行います
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するために支援を行います
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

《障害福祉サービスを利用したときかかる費用》

サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

区分	対象となる人	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	町民税非課税世帯で障がいのある方または障がいのある児童の保護者の年収が80万円以下の人	0円
低所得2	町民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	0円
一般1	町民税所得割16万円未満 ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者 9,300円
一般2	町民税所得割16万円以上	37,200円

※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得の低い方は負担が軽減されます。

《サービスを受けることができる町内の事業所》

事業所名	サービス名	事業所所在地	電話	設置者
清水友愛の里	施設入所支援 生活介護 短期入所	清水 142 番地 3	76-3298	社会福祉法人あぶた福祉会
デイセンターあすなろ	生活介護 就労継続支援 B型	入江 44 番地 1	74-3988	社会福祉法人あぶた福祉会
デイセンターいちばんぼし	生活介護 就労継続支援 B型	泉 5 番地 1	76-1240	社会福祉法人あぶた福祉会
地域サポートセンターフレンド	共同生活援助 短期入所	入江 44 番地 1	76-5633	社会福祉法人あぶた福祉会
洞爺ホーム こはく	共同生活援助	本町 177 番 5 号	21-5311	(株)リヴァーヒップ
陽笑	就労継続支援B型	高砂町 10 番地 48	080-5599-1904	合同会社 彩羽
ほみいくらぶ	就労継続支援B型	泉 52 番地 3	82-4856	合同会社 Homey
ヘルパーステーションあじさい	居宅介護 重度訪問介護	高砂町 125 番地 46	76-1011	社会福祉法人北海道社会事業協会

ヘルパーステーションデイゴ	居宅介護 重度訪問介護	栄町 84 番地	82-3323	(株)CON
---------------	----------------	----------	---------	--------

※町外の事業所も利用できます。

《手続き》

希望されるサービスにより手続きが異なりますので、詳しいことは担当にお問合せください。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006